

広島県告示第五百八十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の三十六第一項の規定によって、指定調査機関として次の者を指定した。

平成二十一年六月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定調査機関の名称及び住所並びに調査事務を行う事務所の所在地

1 名称

社団法人広島県シルバーサービス振興会

2 住所

広島市南区皆実町一丁目六番二九号

3 調査を行う事務所の所在地

広島市南区皆実町一丁目六番二九号

二 指定年月日

平成二十一年五月二十八日

三 指定の有効期間

平成二十一年五月二十八日から平成二十四年三月三十一日まで